

資料1

ポツダム共同宣言(米、英、中三國宣言)

(1945年7月26日 ポツダム(Potsdam, Germany)で署名

1945年8月14日 日本受諾

- 一 吾等合衆國大統領、中華民國政府主席及「グレート、ブリテン」國總理大臣ハ 吾等ノ數億ノ國民ヲ代表シ協議ノ上日本國ニ對シ今次ノ戰爭ヲ終結スルノ機會ヲ 與フルコトニ意見一致セリ
- 二 合衆國、英帝國及中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自國ノ陸軍及空軍ニ依ル數倍ノ増強ヲ受ケ日本國ニ對シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ
右軍事力ハ日本國ガ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同國ニ對シ戰爭ヲ遂行スルノ一切ノ聯合國ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ
- 三 蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ對スル「ドイツ」國ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本國國民ニ對スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本國ニ對シ集結 シツツアルカハ抵抗スル「ナチス」ニ對シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」 國人民ノ土地産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廢ニ歸セシメタルカニ比シ測リ知レザル程度ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本國軍隊 ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スベク又同様必然的ニ日本國本土ノ完全ナル破滅ヲ意味 スベシ
- 四 無分別ナル打算ニ依リ日本帝國ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍國主義的助言者ニ 依リ日本國ガ引續キ統御セラルベキカ又ハ理性ノ經路ヲ日本國ガ履ムベキカラ日本國ガ 決定スベキ時期ハ到來セリ
- 五 吾等ノ條件ハ左ノ如シ 吾等ハ右條件ヨリ離脱スルコトナカルベシ右ニ代ル條件存在 セズ吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ズ
- 六 吾等ハ無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ 新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本國國民ヲ欺瞞シ之ヲシテ 世界征服ノ舉ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ
- 七 右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ且日本國ノ戰爭遂行能力ガ破砕セラレタルコトノ 確證アルニ至ル迄ハ聯合國ノ指定スベキ日本國領域内ノ諸地點ハ吾等ノ茲ニ指示スル 基本的目的ノ達成ヲ確保スル為占領セラルベシ
- 八 「カイロ」 宣言ノ條項ハ履行セラルベク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、 九州及四國竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ
- 九 日本國軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復歸シ平和的且生産的ノ 生活ヲ營ムノ機會ヲ得シメラルベシ
- 十 吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ 意圖ヲ有スルモノニ非ザルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戰爭犯罪人ニ對シテハ 嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ日本國政府ハ日本國國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ 復活強化ニ對スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由竝ニ基本的人權ノ 尊重ハ確立セラルベシ
- 十一 日本國ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ 産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ但シ日本國ヲシテ戰爭ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルガ 如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ右目的ノ爲原料ノ入手(其ノ支配トハ之ヲ區別ス) ヲ許可サルベシ日本國ハ將來世界貿易關係ヘノ參加ヲ許サルベシ

十二 前記諸目的が達成セラレ且日本國國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤収セラルベシ

十三 吾等ハ日本國政府ガ直ニ全日本國軍隊ノ無條件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル 同政府ニ對ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ對シ要求ス 右以外ノ日本國ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

資料2

(旧)日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

1952年4月28日 条約4号

(前文)

日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は武装を解除されているので、平和条約の効力発生の際において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よって、日本国は、平和条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。

平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従って平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

よって両国は次の通り協定した。

第1条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、1又は2以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起こされた日本国における大規模の内乱及び騒じょうを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

第2条

第1条に掲げる権利が行使される間は、アメリカ合衆国の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に関する権利、権力若しくは権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三国に許与しない。

第3条

アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

第4条

この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的の安全保障措置が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

第5条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を生ずる。

(署名)

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、日本語及び英語により、本書2通を作成した。

日本国のために

吉田茂

アメリカ合衆国のために

ディーン・アチソン、ジョン・フォスター・ダレス、アレキサンダー・ワイリー、スタイルズ・ブリッジス

資料3

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

(Treaty of mutual cooperation and security between Japan and the United States of America)

1960年1月19日 ワシントンで署名

1960年6月19日 国会承認

1960年6月23日 批准書交換・効力発生

1960年6月23日 条約第6号

日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的な安定及び福祉の条件を助長することを希望し、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、両国が国際連合憲章に定める個別的または集団的自衛の固有の権利を有しているを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よつて、次のとおり協定する。

第一条 (平和の維持のための努力)

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武器の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と共同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条 (経済的協力の促進)

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の

発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の経済的協力を促進する。

第三条（自衛力の維持発展）

締約国は、個別的に及び相互に協力して、持続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条（臨時協議）

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条（共同防衛）

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執った全ての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

第六条（基地の許与）

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持の寄与するため、アメリカ合州国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合州国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合州国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条（国連憲章との関係）

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響を及ぼすものではなく、また、及ぼすものとして解釈してはならない。

第八条（批准）

この条約は、日本国及びアメリカ合州国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条（旧条約の失効）

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合州国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生のときに効力を失う。

第十条（条約の終了）

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合州国政府が認めるときまで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意志を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。

資料4

条約第6条の実施に関する交換公文

(岸・ハーター交換公文)

1960年1月19日 ワシントンで署名

(日本側往簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動(前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わって確認されれば幸いです。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国国務長官 クリスチャン.A.ハーター閣下

(合衆国側返簡)

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。〈日本側書簡省略〉

本長官は、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを本国政府に代わって確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

アメリカ合衆国国務長官 クリスチャン.A.ハーター

日本国総理大臣 岸信介閣下

資料5

「極東」の範囲

1960年2月26日 政府統一見解

一般的な用語として使われる「極東」は、別に地理学上正確に固定されたものではない。しかし、日米両国が、条約に言う通り共通の関心を持っているのは、極東における国際の平和及び安全の維持と言う事である。この意味で実際問題として両国共通の関心の的となる極東の区域は、この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与しうる区域である。かかる区域は、大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれている。(「中華民国の支配下にある地域」は「台湾地域」と読み替えている。)

新(安保)条約の基本的な考え方は、右の通りであるが、この区域に対して武力攻撃が行われ、あるいは、この区域の安全が周辺地域に起こった事情の為、脅威されるような場合、米国がこれに対処する為、執る事のある行動の範囲は、その攻撃又は脅威の性質如何にかかるとあって、必ずしも前記の区域に限られる訳ではない。

しかしながら米国の行動には、基本的な制約がある。すなわち米国の行動は常に国際連合憲章の認める個別的又は集団的自衛権の行使として、侵略に抵抗する為にのみ執られる事になっているからである。

資料6

藤山・マッカーサー口頭了解

1960年1月19日ワシントン 1968年4月25日公表

日本政府は、次のような場合に日米安保条約上の事前協議が行われるものと了解している。

- 1 「配置における重要な変更」の場合
陸上部隊の場合は1個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は1機動部隊程度の配置
- 2 「装備における重要な変更」の場合
核弾頭及び中・長距離ミサイルの持ち込み並びにそれらの基地の建設
- 3 我が国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設・区域の使用

資料7

相互協力及び安全保障条約

討論記録（レコード・オブ・ディスカッション）

東京 1959年6月

一、条約第六条の実施にかんする交換公文案に言及された。その実効的内容は、次のとおりである。

「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。」

二、同交換公文は、以下の諸点を考慮に入れ、かつ了解して作成された。

- A 「装備における重要な変更」は、核兵器及び中・長距離ミサイルの日本への持ち込み（イントロダクション）並びにそれらの兵器のための基地の建設を意味するものと解釈されるが、例えば、核物質部分をつけていない短距離ミサイルを含む非核兵器（ノン・ニュークリア・ウェポンズ）の持ち込みは、それに当たらない。
- B 「条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く戦闘作戦行動」は、日本国以外の地域にたいして日本国から起こされる戦闘作戦行動を意味するものと解される。
- C 「事前協議」は、合衆国軍隊とその装備の日本への配置、合衆国軍用機の飛来（エントリー）、合衆国艦船の日本領海や港湾への立ち入り（エントリー）にかんする現行の手續きに影響を与えるものとは解されない。合衆国軍隊の日本への配置における重要な変更の場合を除く。
- D 交換公文のいかなる内容も、合衆国軍隊の部隊とその装備の日本からの移動（トランスファー）にかんし、「事前協議」を必要とするとは解釈されない。

資料8

周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例

機能及び分野		協力項目例	
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力	救援活動及び避難民への対応のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地への人員及び補給品の輸送 ・被災地における衛生、通信及び輸送 ・避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給 	
	捜索・救難	<ul style="list-style-type: none"> ・日本領域及び日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換 	
	非戦闘員を退避させるための活動	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送 ・非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ・非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検疫 ・日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生に係る非戦闘員への援助 	
	国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動	<ul style="list-style-type: none"> ・経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査及びこのような検査に関連する活動 ・情報の交換 	
米軍の活動に対する日本の支援	施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・補給等を目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ・自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管施設の確保 ・米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長 ・米航空機による自衛隊の飛行場の使用 ・訓練・演習区域の提供 ・米軍施設・区域内における事務所・宿泊所等の建設 	
米軍の活動に対する日本の支援	後方地域支援	補給	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資(武器・弾薬を除く。)及び燃料・油脂・潤滑油の提供 ・米軍施設・区域に対する物資(武器・弾薬を除く。)及び燃料・油脂・潤滑油の提供
		輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 ・公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 ・人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用
		整備	<ul style="list-style-type: none"> ・米航空機・船舶・車両の修理・整備 ・修理部品の提供 ・整備用資器材の一時提供
		衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内における傷病者の治療

			<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内における傷病者の輸送 ・医薬品及び衛生機具の提供
		警備	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍施設・区域の警備 ・米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 ・日本国内の輸送経路上の警備 ・情報の交換
		通信	<ul style="list-style-type: none"> ・日米両国の関係機関の間の通信のための周波数(衛星通信用を含む。)の確保及び器材の提供
米軍の活動に対する日本の支援	後方地域支援	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・米船舶の出入港に対する支援 ・自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し ・米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電等 ・米軍施設・区域従業員の一時増員
運用面における日米協力	警戒監視		<ul style="list-style-type: none"> ・情報の交換
	機雷除去		<ul style="list-style-type: none"> ・日本領域及び日本の周囲の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換
	海・空域調整		<ul style="list-style-type: none"> ・日本領域及び周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運航調整 ・日本領域及び周囲の空域における航空交通管制及び空域調整

資料9

「日米同盟：未来のための変格と再編」抜粋

3. 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

双方は、あらゆる側面での二国間協力が、関連の安全保障政策及び法律並びに日米間の取極に従って強化されなければならないことを再確認した。役割・任務・能力の検討を通じ、双方は、いくつかの個別分野において協力を向上させることの重要性を強調した。

- 防空
- 弾道ミサイル防衛
- 拡散に対する安全保障構想（PSI）といった拡散阻止活動
- テロ対策
- 海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動その他の活動
- 捜索・救難活動
- 無人機（UAV）や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた、情報、監視、
- 偵察（ISR）活動
- 人道救援活動
- 復興支援活動
- 平和維持活動及び平和維持のための他国の取組の能力構築
- 在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護
- 大量破壊兵器（WMD）の廃棄及び除染を含む、大量破壊兵器による攻撃への対応
- 補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には空中及び海上における給油を相互に行うことが含まれる。輸送協力には航空輸送及び高速輸送艦（HSV）の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、共に実施することが含まれる。
- 非戦闘員退避活動（NEO）のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動
- 港湾・空港、道路、水域・空域及び周波数帯の使用

双方は、以上に明記されていない他の活動分野も同盟の能力にとって引き続き重要であることを強調した。上述の項目は、更なる向上のための鍵となる分野を強調したものであり、可能な協力分野を包括的に列挙することを意図したものではない。

資料10

『しんぶん赤旗』2009年5月14日

米国防関係者シンポで発言 軍事分担 拡大を要求

集団的自衛権行使／軍事費の増大／武器輸出3原則撤廃 …

アメリカのジェームズ・ボドナー元国防次官補は十三日、都内で開かれた民間団体主催の安全保障シンポジウム「米国のオバマ政権と日本の安全保障政策」に出席し、日米同盟を対等な同盟関係にしたいのなら、果たすべき義務と役割があるとして十項目を挙げました。

民主党や自民党内の一部に「対等な日米関係」を主張する勢力があるのに対して、米側から日本の軍事分担の拡大を条件として突きつけた形。アメリカ国防関係者が、「対等な同盟」のための具体的な項目をあげたのははじめてです。

ボドナー元次官補は「より対等な同盟関係を望むということは、二国間、多国間で日本が安全保障上のより大きな役割を果たすことを意味する」として、日本側の果たすべき義務と役割を七項目挙げました。

- ①集団的自衛権行使の実行
- ②軍事費の増大
- ③有事（戦時）対応の計画・準備・作戦への積極参加
- ④国土から離れたところでの軍事作戦への参加
- ⑤前方地域での日米合同作戦への参加
- ⑥前方展開のための海外駐屯地の確保
- ⑦武器輸出3原則の撤廃

一です。

ボドナー元次官補はさらに「より対等な同盟関係」を求めるのであれば三項目の喫緊の課題にも対応すべきとして、

- ①ジブチへの三機派兵にとどまらず海上自衛隊のP3C対潜哨戒機を他地域に長期的に派兵できるよう検討する
- ②「海賊対処」法の迅速な立法化
- ③アフガニスタンへの航空自衛隊CH47ヘリの大量派兵

一をあげました。

同次官補は年内をめどに作業がすすむ新・防衛計画の大綱に盛り込まれるべきだとの期待を示しました。

シンポジウムに同席したコーエン元米国防長官は「オバマ政権は、これまでのどの政権よりも、日本がさらにアメリカと対等なパートナーとして、集団的自衛の活動に参加する権利がもてるようになり、その結果として国連安保理常任理事国になる体制ができることを期待している」と強調しました。ボドナー元次官補は「コーエン氏の考えはアメリカ（国防関係者全体）の考えでもある」と付け加えました。